

日蓮遺文に見える北条氏一門

川 添 昭 二

はじめに

日蓮遺文が日蓮とその教説の理解についての根本資料であることは今更言うまでもない。と同時に鎌倉時代史理解についての不可欠の資料である。とくに鎌倉時代政治史の研究材料として貴重である。日蓮の目でとらえられた鎌倉幕府要路者たちの動きは、他の材料では得られないものである。逆に日蓮遺文に見えるその者たちの事績を明確にすることは日蓮遺文の理解を深めることになる。⁽¹⁾紙教の制限があるので、ここでは北条(江馬)光時・北条(大仏)宣時・北条(極楽寺)業時の三人について、各箇に説明をしてみたい。

一 江馬光時

光時は生没年未詳。母も不明。時章以下の弟(大友能直女が母)とは母を異にするようであるが、不詳。時章が遠江二郎と称したのに対し越後太郎と称しており、『吾妻鏡』寛元四年(一二四六)五月二十五日条によれば時章以下の兄弟は光時の弟であり、光時が朝時の嫡男であったことは確かである。安貞二年(一二二八)六月二十六日、將軍頼経が杜戸に遊び、遠笠懸・相撲などが行われたとき、射手として越後太郎の名がみえる。『吾妻鏡』における光時

の初見である。すぐ下の弟の時章はこのとき十四歳であるから光時の年齢はこれを少し上廻るものであろう。以下、寛元四年六月十三日まで『吾妻鏡』に所見があるが、それ以後公的な史料には姿をみせない。

『吾妻鏡』嘉禎二年（一二三六）正月三日の堀飯の記事には越後太郎としてみえるが、続く同三年正月二日の堀飯の記事には遠江式部丞としてみえ、同年四月十九日には遠江式部大夫としてみえる。暦仁元年（一二三八）六月五日には遠江式部大夫光時であるが、同年十一月二十九日には周防守光時とみえ、次の延応元年（一二三九）元旦には周防右馬助光時とあり同年七月二十日まで同様であるから周防守は周防右馬助の誤りである。延応元年八月十六日左馬助光時としてみえ仁治二年（一二四一）正月三日まで左馬助であり、続く寛元元年（一二四三）八月十五日には越後守光時としてみえる。

寛元四年六月出家するまで越後守である。光時が越後守になったことは名越氏家督の上から注目すべきである。父朝時は承久の乱の折北陸道の大将軍として活躍し、北陸道の過半にあたる加賀・能登・越中・越後の守護を兼ね（他に大隅）、いわゆる北陸道守護成敗（『吾妻鏡』貞応二年十月一日）に主力を注いだ。とくに越後は守に守護を兼ねていた。光時は越後守に任じ、さらに越後守護を兼ね、父の基盤を受け継いだのである。加賀・能登・越中の守護職は朝時以後しばらく所見がなく、光時が帯任した史料も見当たらないが、その可能性は絶無とはいえない。光時は評定衆など幕政機構には加わっていない。

『吾妻鏡』所見の記事のうち主なものを記してみる。嘉禎三年（一二三七）三月八日近習番一番になっている。堀飯出仕・供奉関係記事が多い。このことは他の北条氏一門と同様であるが、光時の場合、供奉や使者としての任務などに將軍側近としての色彩が濃厚であることが注目される。そして、そして、それが年を追って強まっているので

ある。延応元年（一二三九）十二月五日三浦義村が卒するが、左馬助光時は將軍の使者として弔問している。寛元四年二月二十八日將軍頼経は二所詣に出発するが、随行者は越後守光時・相模右近大夫將監時定・相模八郎時隆・大宰少貳為佐・但馬前司定員・備後前司広將・能登前司光村以下の数輩であった。これは頼経の側近者を示すものである。延応元年七月二十日、頼経はにわか後藤基綱の宅に赴いて宴遊している。供の者は折節八、九人であるが、その中には光時を始め、後藤基綱・三浦光村・毛利季光・藤原定員等、後の宮騒動・宝治合戦で連座、自害した人物を見出す。光時が頼経側近の中心的存在であったことは明らかである。

いわゆる「宮騒動」（『鎌倉年代記裏書』）の経緯は次のようである。

寛元四年三月執権経時は危篤に陥り、同月二十三日経時第で執権の後継者についての秘密会議が行われた。経時の二子はまだ幼少であり「始終の牢籠を止めんがため」弟の時頼が執権職を継ぐこととなった。同月二十五日時頼は執権相続の賀をうけるため前將軍頼経・將軍頼嗣を訪問、同月二十六日評定始め。四月十九日経時は出家して法名を安楽と号し、閏四月一日、年三十三にして卒去。同月十八日から鎌倉中物念、甲冑をつけた武士が巷に満ち、二十日には近国の御家人が馳せ参じて連日騒動。五月二十二日安達義景の家中ならびに甘繩の辺騒動。二十四日鎌倉の人民は資財雜具を東西に運び隠し、辻々は固められた。得宗被官の渋谷一族は時頼の敵命を守って中下馬橋を警護し、御所に通ろうとする大宰少貳為佐は制止された。夜半、武装した武士は、あるいは幕府に馳せ参じ、あるいは時頼の辺に群集し、巷説縦横、光時の逆心発覚すとの由であった。二十五日、時頼第の警固はすこぶる敵重である。但馬前司藤原定員が御使と称して時頼第に来たが制止されて退出。光時は御所中に侍宿していたが退出して落鎧し、その髻を時頼に献じた。このことについて『吾妻鏡』は次のように記している。「左親衛（時頼）を追討すべきの由、一味同心

を成し、改変すべからざるの趣、相互に連署の起請文を書く。その張本は名越一流にあるの由風聞するの間、この儀（譬献上）に及ぶ」と。名越氏を中心として前將軍頼経の昵近者が相互に誓約をし頼経を奉じて時頼を討とうとするという風聞があるので嫌疑を晴らすために落髪し譬を時頼に献じた、というのである。

光時の弟時章・時長・時兼等は野心なしとして罪に問われることはなかった。藤原定員は出家して安達義景の預りとなり、定員の子息定範は縁座に処せられた。六月一日 光時の弟時幸が卒去した。正三位権中納言葉室定嗣の日記『葉黄記』によれば自殺である。この方が事実であろう。六月六日、三浦家村はひそかに得宗被官諏方盛重（法名蓮仏）を訪れて相談。盛重はこのことを時頼に連絡し、家村を座に置きながら御所に参入すること両三度に及んでいゝ。翌日、後藤基綱・工藤為佐・千葉秀胤・三善康持等は評定衆を除かれ、三善康持は同時に問注所執事を止められた。六月十日、時頼亭で時頼・政村・実時・安達義景に三浦泰村、さらに得宗被官の諏方盛重・尾藤景氏・平三郎左衛門尉（當時カ）が加わって「深秘の沙汰」が行われた。十三日、光時こと法名蓮智は配流されて伊豆国江間に赴き、越後の国務以下所帯の職の大半を収公された。千葉秀胤は上総国に追い下された。二十七日頼経は鎌倉を出発して七月二十八日に入洛した。光時が伊豆に配流せられたときの状況は、日蓮が建治三年（一二七七）六月二十五日に書いた「頼基陳状」に次のように記されている。

故親父中務某故君（三）の御勘気かふらせ給ける時、数百人の御内の臣等、心がはりし候けるに、中務一人最後の御共奉りて伊豆国まで参て候き、（定遣一三五八頁）

これは名越（江馬）氏被官四条氏の父子二代にわたる主家への忠節を述べた段である。宮騒動で光時が勘気を蒙り伊豆に配流され、ほとんどの御内人が変心したとき、四条頼基の父中務某（頼員と伝える）だけは最後まで主人光時

の供をして伊豆に赴いた、というのである。

光時は宮騒動以後『吾妻鏡』からは全く姿を消す。その後光時が史料上に姿を見せるのは宮騒動から十八年経ったときである。弘長二年（一二六二）西大寺の叡尊が鎌倉に下ってきたとき、光時は叡尊に菩薩戒を受けている。『関東往還記』弘長二年七月十二日の条に次のように記されている。「入夜、越後入道俗名光時、法名、参、受菩薩戒畢云々」。五十歳位のときであろう。いつの頃から流罪を許されて鎌倉にいたのである。家督は早く子息に譲っていたとみられる。蓬左文庫所蔵金沢文庫本齊民要術第十裏文書に次のような光時の書状が収まっている。⁴⁾

先々令申候訴訟事、便宜之（候カ）者、得其意、令加御臂吻給者、（所カ）望可足候歟、其子細、以使者（令）申候、恐々謹言、

七月十日

沙弥蓮智（花押）

謹上 越後守殿
（兼沢某也）

光時が宮騒動で出家して蓮智と号した寛元四年（一二四六）以後実時卒去の建治二年（一二七六）十月以前のものである。

右以外で光時の動静が知られるのは、光時の被官で日蓮の信者である四条頼基が主人の光時及びその子息と信仰を異にしたために起こった葛藤を通じてである。⁵⁾日蓮が「頼基は父子二代命を君にまいらせたる事顯然也」というように、四条氏は父子二代にわたって江馬氏に仕えた被官である。宮騒動で光時が伊豆に配流された折、ほとんどの御内人が変心するなかで伊豆配流に随従したのは頼基の父中務某であったことは前述のとおりである。

宮騒動のとき光時は三十代であったと思われる、出家し伊豆に退き、家督は子息に譲ったようであるが、後には鎌倉にいたようであり、江馬氏一門に対する権威は重かった。文永八年（一二七一）の龍口法難のとき、四条頼基は腹

を切つて日蓮に殉じようとした。この法難で日蓮教団は大規模な弾圧を被るが、頼基は主家江馬氏の庇護で所領を没収されることもなく御内追放にもならなかった。江馬氏と四条氏の主従の絆は強かつたのである。しかし、光時は叡尊に参じて以来、信仰面では真言律宗を深く信仰して叡尊の弟子極楽寺忍性を崇敬し、その教えに従つて念仏と持斎に励んでいた。頼基の日蓮に対する帰信は前述のように不退のものであり、信仰面における主従の葛藤は早晚表面化せざるを得なかつた。江馬氏における主従関係は縦の恩給・奉公関係を中心にしており、横の被官相互の関係は必ずしも融和された状況にはなかつた。頼基は直情径行で主家への忠誠心は深く、江馬氏の庇護も厚かつたが、それだけに他の被官との人間関係は対立的であつた。それに信仰の問題がからみ、他被官の頼基に対する「讒奏」⁽⁸⁾、「讒言」⁽⁹⁾という形に進み、頼基は御内を出て被官関係を破棄し出家しようかとも考えたようである。⁽¹⁰⁾ 頼基が所領替え、所領没収をされる危険性もあつた。⁽¹¹⁾ 日蓮は頼基に対し、文永八年法難における江馬氏の庇護を説き、御内にとどまつて主家を法華経信仰に導いて墮地獄から救うことこそ主家に対する真の忠誠であると説いた。この問題は、宗教的には、當時の鎌倉における日蓮門徒と幕府権力を背景に念仏と持斎をすすめる社会福祉面で幕府権力を補完していた忍性の動きとの対抗を基調とする葛藤であつた。世俗的には、幕府奉行人の関与もあり、⁽¹²⁾ 御内関係の枠を超えて処理されようとする方向をもつていた。結果的には、頼基が医術によつて主家の病氣を治し、新たな所領を受け、「御みやづい(被官としての奉公)を法華経とをほしめせ」ということで、主従関係の宗教的正当化がなされ、一応の解決をみた。本問題は信仰と世俗の主従関係との葛藤を典型的に示すものであるが、被官関係の実態―御内法的世界の内幕、御内法と幕府法との関係、得宗の一門支配などを考究するのに好箇の素材を提供するものである。

江馬光時の生没年は不詳である。中尾嘉編『中山法華経寺史料』三四頁の元応二年(一三二〇)十二月一日千葉秀

胤讓狀に「亡父并名越殿遺骨を奉置候之間」とある。名越殿とは光時のことであろうか。北山本門寺所蔵の正和五年（一三一六）閏十月二十日の日興奥書に「頼基陳狀」再治本によれば光時は同年以前に没していることは確かである。『系図纂要』は何によったのか「正安二年（一三〇〇）六月十三入道号遊智」と記している。入道して遊智と号したのは宮騒動のときであるが、同年月日は、あるいは出家つまり卒去の目安になるのかも知れない。正安二年頃を卒去の目安にすると、八十代後半の卒去ということになる。単なる推測に過ぎないので、確かな史料の出現を期待するものである。

二 大仏宣時

宣時は元亨三年（一二三三）六月三十日八十六歳で没しているから暦仁元年（一二三八）父大仏朝直三十三歳と
きの所生である。初名を武蔵五郎時忠と称した。『吾妻鏡』では建長二年（一二五〇）三月二十五日將軍頼朝が時頼
第に方違した折の供奉人の中に武蔵五郎の名が初出する。翌三年元日条には同（武蔵）五郎時忠と見える。弘長三年
（一二六三）八月十一日条まで時忠の名でみえ、同月十五日から宣時の名で出てくる。しかし続く文永二年（一二六
五）六月二十三日条の將軍宗尊の時頼亭への入御に武蔵五郎宣時として供奉したのが同書における最終所見である。
ときに二十八歳。この間五十ヶ所にわたる同書の記事の多くは供奉関係であるが、近習結番・廂衆・格子番・昼番衆
等を勤めていたことが知られる。流瀧馬・遠笠懸の射手をしており、御所の連歌にも出仕している。以下、職歴等を
『関東評定伝』その他の史料で述べておく。文永二年（一二六五）六月二十八歳で引付衆に加わる。文永四年（一二
六七）六月武蔵守に任じた。文永六年（一二六九）四月、再設された引付衆に加わる。ときに三十二歳。文永八年

(一二七二) 九月、日蓮は佐渡守護大仏宣時の預りとして佐渡に配流されている。⁽¹⁸⁾ 文永十年(一二七三) 七月武蔵守を辭し、同年九月三十六歳で評定衆になっている。建治三年(一二七七) 八月二番引付頭。弘安六年(一二八三) 四月一番引付頭、四十六歳である。弘安九年(一二八六) 三月、幕府は遠江・佐渡兩國守護大仏宣時をして悪党のことにつき緩急なからしめている。⁽¹⁹⁾ 弘安十年(一二八七) 八月五十歳で連署になっている。正応二年(一二八九) 六月陸奥守に任じ、同年八月從四位下に叙している。正安三年(一三〇二) 九月出家して法名を忍昭、永恩(園) 寺と号した。得宗貞時の出家にともなうものである。法号や日蓮遺文からみると極楽寺良觀(忍性) に帰依していたようである。和歌をよくして勅撰集には『統拾遺集』三を初出とし、『新後撰集』七、『玉葉集』六、『統千載集』十、『統後拾遺集』五、『風雅集』一、『新千載集』四、『新拾遺集』一と数多く入集している。

宣時の父朝直は時房の男、母は足達遠元の女。延応元年(一二三九) 三十四歳で評定衆になり、建長元年(一二四九) 十二月二番引付頭、康元元年(一二五六) 四月一番引付頭に任じ、備前守・武蔵守・遠江守・武蔵守(再)の官途を経て、文永元年(一二六四) 五月三日^(1カ) 五十九歳で没している。泰時の女がその妻で、得宗家とは密接な関係にあり、時房流の主流をなした。宣時が幕政で重きをなしたのも、右のことを背景にしているのである。『徒然草』二一五段に、宣時が老の後の昔語に、夜時頼に招かれ、「小土器に味噌の少しつきたるを」肴に、心よく教獻に及んで興に入った、とある。時頼が親しい一門の若い俊秀と交歓した様が語られており、時頼の一門掌握についての細かい心遣いが知られるが、宣時が泰時女の所生とすると、時頼と宣時とは従兄弟ということになる。⁽²⁰⁾ もちろん単なる推測の域を出ない。

三 極樂寺業時

彈正少弼兼左馬權助平業時は『北条時政以来後見次第』『北条九代記』下弘安六年条等によれば弘安十年（一二一七）六月二十六日四十七歳で没している。ところが『一代要記』は同日四十八歳で没したとしている。桃裕行『北条重時の家訓』（養徳社、昭和二十二年十月）附録北条重時年譜では、『北条時政以来後見次第』から逆算して、業時の所生を仁治三年（一二四二）父重時四十五歳のときとしている。ところが、弘安十年四十七歳没で逆算すれば仁治二年の所生となる。弘安十年四十八歳没で逆算すれば仁治元年の所生となる。これは兄時茂の年齢とも関連があり、一々の挙証は省くが、時茂は史料によって仁治元年あるいは仁治二年の所生となる。つまり時茂・業時共に仁治元年あるいは仁治二年所生説があり、さらに業時には仁治三年所生説もある、と言える。時茂が仁治元年所生、業時が仁治二年所生とすると落ちつくようにも思えるが、後考にまつことにしたい。

『北条時政以来後見次第』は重時の五男、母は筑前局とする、『吾妻鏡』では嘉禎三年（一二三三）正月二日から陸奥七郎がみえるが業時出生以前であり業時に当てるのは無理である。寛元元年（一二四三）七月十七日の陸奥七郎も業時ではあるまい。建長二年（一二五〇）八月十八日の陸奥七郎は業時十歳で、或いは業時に当てられるかも知れない。建長四年（一二五二）四月一日条は明らかに陸奥七郎業時とある。業時十二歳である。以下文永三年（一二六六）七月四日条まで六十四ヶ所の所見がある。多くは供奉関係記事である。麻衆・格子番・昼番衆等を勤めていた。蹴鞠も堪能であったが、弘長三年（一二六三）八月六日、広御所で北条時広・押垂範元らと『臣軌』の読合わせに候じており、好学の程が察せられる。

以下、『吾妻鏡』『関東評定伝』『北条九代記』等でその職歴等を追っておこう。正元元年（一二五九）四月彈正少弼に任じ、叙爵。同年七月左馬權助を兼ねた。文永二年（一二六五）六月引付衆。同年十一月、十二月、相模左近大夫將監とともに小侍所勤務の事実を残している。文永六年四月引付衆再設にともない引付衆となる。二十九歳である。建治二年（一二七六）三月、三十六歳で評定衆。翌月左馬權助を辞する。翌年五月、越後守。同建治三年八月三番引付頭。弘安三年（一二八〇）十一月駿河守、翌四年十月一番引付頭。弘安六年（一二八三）四月四十三歳で執權時宗の連署となる。翌七年八月陸奥守に任じた。弘安十年（一二八七）六月病氣で出家した。法名は鹽忍。『吾妻鏡』文永三年（一二六六）三月十一日条によると「彈正少弼業時朝臣室左京兆姫君 男子御平産」とあり、政村の女を妻としていたことが知られる。『系図纂要』は長時の女が業時の妻であったとする。詳細は不明。

なお、文永八年（一二七一）日蓮の「十章鈔」に、問註に関して「少弼殿より平三郎左衛門のもとにわたりて候とぞうけ給候」（定遺四九二頁）とあり、裁判が彈正少弼兼左馬權助で引付衆をしていた業時の手から得宗被官の上首平頼綱のもとへ移されたことが知られる、実態は明らかでないが、龍口法難を前にした緊張の段階での出来事である。

〔註〕

(1) 広く日蓮と武士との関係については、今成元昭「御遺文に登場する武人をめぐって」（宮崎英修・茂田井教亨編『日蓮聖人研究』平楽寺書店、昭和四十七年十月）、佐々木馨「日蓮と武士」（『仏教史学研究』二十一卷二号、昭和五十三年十二月）などがある。北条氏の得宗被官と日蓮との関係について拙文「日蓮と武士との関係」（『日本仏教』八号、昭和三十五年五月）があり、南条氏・宿屋氏をとりあげているが、粗漏なので改稿を期している。

(2) 『吾妻鏡』寛元四年六月十三日条。

(3) 弘安元年（一二七八）の日興書写の未再治本では、「君ノ大方ノ御不審を蒙せ給て」と現在形で記述している。光時は建治三年當時はまだ健在である。

- (4) 『鎌倉遺文』十五—一五八七。
- (5) この点については高木豊「日蓮とその門弟」第五章に詳細な分析がある。
- (6) 日蓮は江馬氏の被官について、官騒動のときは「教百人の御内の臣等」（「頼基陳状」定遺一三五八頁）と言っているが、光時の子江馬四郎の出仕については「御とものさぶらひ二十四五」（「四条金吾殿御書」定遺一四三七頁）と記している。
- (7) これは一つには四条氏の所領が伊豆にあったことにも由る。
- (8) 「四条金吾殿御返事」建治三年、定遺一三〇二頁。
- (9) 「四条金吾殿御返事」弘安二年九月十五日、定遺一六六五頁。
- (10) 「四条金吾釈迦仏供養事」建治二年七月十五日、定遺一八七—八頁。
- (11) 「四条金吾殿御返事」建治二年九月六日、定遺二二五九頁、「四条金吾殿御返事」弘安二年九月十五日、定遺一六六五頁。
- (12) 「頼基陳状」定遺一三五九頁。
- (13) 右同一三四六頁。「頼基陳状」の冒頭に島田左衛門入道殿・山城民部入道殿と見える。一々の拳証はしないが、兩人は鎌倉幕府の奉行人である。兩人の承わりであることは、事件が御内関係を超えて処理されようとしていたことを示すものである。
- (14) 「檀越某御返事」弘安元年四月十一日、定遺一四九三頁。
- (15) 大仏宣時については、山川智応「武蔵守宣時の人物事蹟位地権力とその信仰」（『日蓮聖人研究』第二卷、新潮社、昭和六年十月）がある。
- (16) 御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』（吉川弘文館、昭和四十六年三月）。
- (17) 『高野山文書』『佐渡志』などに相論裁決についての史料が残っている。瀬野精一郎編『筑後国三藩荘史料』（九州荘園史料叢書一四、昭和四十一年五月）所収文書によれば、同庄に宣時の所領があった。
- (18) 「土木殿御返事」定遺五〇三頁その他。
- (19) 「新編追加」、なお、佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」（東大出版会、昭和四十六年六月）該当項参照。
- (20) 金沢正大「仁治三年順徳院崩御と六月関東政変」（Ⅲ）（『政治経済史学』91、昭和四十八年八月）、渡辺晴美「北条一門大仏氏について」（上）（『政治経済史学』104、昭和五十年一月）に、この種の推測がなされている。